

その他の給付

■受給権者の申し出による年金の全額支給停止(平成 19 年 4 月施行分)

年金受給中に、自らの判断で年金をうけないという選択が認められます。

当基金の対応

- 国に支給停止を申し出た場合、当基金にも申し出ること、国の代行相当部分を含む基本年金を全額停止することができます。(一部のみの停止はできません)
- 支給停止期間中の年金を遡ってうけることはできません。

手続きについて

基金および年金事務所に申し出れば、年金の全額が支給停止されます。また、支給停止はいつでも撤回可能ですが、繰下げ支給のような年金額増額はありせん。